

株 主 各 位

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
株式会社フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長 関 敬 史

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使のお手続きについて」（53頁～54頁）をご高覧のうえ、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
にしび創造センター ドレミホール（3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
（アドレス <http://www.fujimiinc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、先進国においては米国では景気回復基調が続きましたが、日本、欧州では景気回復は緩慢であり、中国をはじめとする新興国では経済成長の鈍化が見られました。

一方で世界半導体市場は、スマートフォンや車載関連需要の拡大などにより堅調に推移しました。このため、主力のシリコンウェハー市場につきましてもウェハー出荷が高い水準で推移しました。

こうした状況下、当社グループでは一丸となって売上拡大とコスト削減に努めた結果、当連結会計年度の業績は、売上高32,815百万円(前期比19.4%増)、営業利益4,128百万円(前期比217.4%増)、経常利益4,596百万円(前期比199.4%増)、当期純利益3,695百万円(前期比362.3%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本につきましては、堅調な半導体市場を背景としたシリコンウェハー向け製品の販売増加及び一般工業用研磨材の販売増加などにより、売上高は17,982百万円(前期比13.2%増)となり、セグメント利益(営業利益)は3,367百万円(前期比44.0%増)となりました。

北米につきましては、売上高は4,717百万円(前期比9.5%増)、セグメント利益(営業利益)は為替の影響及びグループ内の知的財産管理再編の影響により544百万円(前期比158.6%増)となりました。

アジアにつきましては、最先端ロジックデバイス向けCMP製品及びアルミディスク向け製品の販売が増加したことから、売上高は8,512百万円(前期比48.2%増)、セグメント利益(営業利益)は1,537百万円(前期比39.5倍)となりました。

欧州につきましては、売上高は1,602百万円(前期比3.4%増)、セグメント利益(営業利益)は116百万円(前期比49.6%増)となりました。

主な用途別売上の実績は、次のとおりであります。

シリコンウェハー向け製品につきましては、半導体市場の需要増加の影響を受け、ラッピング材の売上高は3,277百万円(前期比10.0%増)、ポリシング材の売上高は5,871百万円(前期比9.7%増)となりました。

CMP向け製品につきましては、アジア市場で最先端ロジックデバイス向け製品の販売が好調であったことから、売上高は10,143百万円(前期比23.3%増)となりました。

ハードディスク向け製品につきましては、アルミディスク向け製品で当社シェア拡大もあり、売上高は3,478百万円(前期比30.9%増)となりました。

非半導体関連の一般工業用研磨材につきましては、売上高は7,788百万円(前期比26.0%増)となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

| 区 分   | 第 62 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 63 期<br>(平成27年 3 月期) | 前期比増減(△) |       |
|-------|------------------------|------------------------|----------|-------|
|       | 売 上 高                  | 売 上 高                  | 金 額      | 増 減 率 |
| 日 本   | 15,889                 | 17,982                 | 2,093    | 13.2% |
| 北 米   | 4,309                  | 4,717                  | 407      | 9.5%  |
| ア ジ ア | 5,744                  | 8,512                  | 2,768    | 48.2% |
| 欧 州   | 1,549                  | 1,602                  | 53       | 3.4%  |
| 合 計   | 27,492                 | 32,815                 | 5,322    | 19.4% |

用途別売上高

(単位：百万円)

| 区 分         | 第 62 期<br>(平成26年 3 月期) |        | 第 63 期<br>(平成27年 3 月期) |        | 前期比増減(△) |       |
|-------------|------------------------|--------|------------------------|--------|----------|-------|
|             | 売 上 高                  | 構 成 比  | 売 上 高                  | 構 成 比  | 金 額      | 増 減 率 |
| ウェハーラッピング   | 2,978                  | 10.8%  | 3,277                  | 10.0%  | 298      | 10.0% |
| ウェハーポリシング   | 5,351                  | 19.5%  | 5,871                  | 17.9%  | 519      | 9.7%  |
| C M P 向 け   | 8,224                  | 29.9%  | 10,143                 | 30.9%  | 1,919    | 23.3% |
| ハードディスク向け   | 2,658                  | 9.7%   | 3,478                  | 10.6%  | 820      | 30.9% |
| 一般工業用研磨材    | 6,182                  | 22.5%  | 7,788                  | 23.7%  | 1,606    | 26.0% |
| 自 社 品 そ の 他 | 1,798                  | 6.5%   | 1,968                  | 6.0%   | 170      | 9.5%  |
| 商 品         | 299                    | 1.1%   | 287                    | 0.9%   | △12      | △4.2% |
| 合 計         | 27,492                 | 100.0% | 32,815                 | 100.0% | 5,322    | 19.4% |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は947百万円でありました。

## (3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 60 期<br>平成24年 3 月期 | 第 61 期<br>平成25年 3 月期 | 第 62 期<br>平成26年 3 月期 | 第 63 期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年 3 月期 |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 27,424               | 32,412               | 27,492               | 32,815                            |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,038                | 3,843                | 1,535                | 4,596                             |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 543                  | 2,222                | 799                  | 3,695                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 19.91                | 85.68                | 30.82                | 143.79                            |
| 総 資 産 (百万円)     | 44,381               | 49,337               | 46,648               | 51,790                            |
| 純 資 産 (百万円)     | 38,643               | 41,030               | 41,507               | 44,694                            |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 1,478.56             | 1,579.79             | 1,598.32             | 1,763.88                          |

## (5) 子会社の状況

| 会 社 名                                                 | 資 本 金                | 出資比率   | 主 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------------------------------|----------------------|--------|-------------|
| FUJIMI CORPORATION                                    | 330千<br>米ドル          | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.                     | 5,000千<br>マレーシアリンギット | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI EUROPE GmbH                                    | 25千<br>ユーロ           | 100.0% | 研磨材等の販売     |
| 臺灣福吉米股份有限公司<br>(FUJIMI TAIWAN LIMITED)                | 800,000千<br>新台幣ドル    | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI KOREA LIMITED                                  | 200,000千<br>韓国ウォン    | 100.0% | 研磨材等の販売支援   |
| 深圳福吉米科技有限公司<br>(FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.) | 3,000千<br>人民元        | 100.0% | 研磨材等の販売支援   |

FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD. は平成27年1月に設立いたしました。

## (6) 対処すべき課題

めざましい技術革新に伴い競争も激化し、原材料価格の上昇が収益に悪影響を及ぼす等当社グループを取り巻く事業環境は厳しさを増しているなか、お客様の技術的なニーズに対応するため、高い品質の新製品を開発し、速やかにお客様に提供することが重要な課題であると認識しており、事業本部として営業と開発が一体となってマーケティング力と開発力の強化に注力しております。

また、安定的に収益を確保するためには現場の徹底した製造原価低減や販管費削減等が必要であり、採算性向上と競争力強化も当社グループの課題であると認識しております。具体的には、抜本的な業務プロセスの見直しと社内ITインフラの整備を進めており、また他方では収益改善委員会のもと、現場に密着したコスト改善活動の推進等、収益改善の取り組みを強化しております。

更には半導体業界の景気動向に影響されにくい強固な収益基盤を確立するため、平成27年4月に先端技術研究所を設置し、中長期的視点での研究開発と新規事業の探索・育成により事業領域の拡大に努めてまいります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当 社

|          |   |                  |
|----------|---|------------------|
| 本 社      | : | 愛知県清須市           |
| 営 業 所    | : | 東京都千代田区          |
| 工 場      | : | [枇杷島工場] 愛知県清須市   |
|          |   | [稲沢工場] 愛知県稲沢市    |
|          |   | [各務原工場] 岐阜県各務原市  |
|          |   | [各務東町工場] 岐阜県各務原市 |
| 研究開発センター | : | 岐阜県各務原市          |
| 物流センター   | : | 岐阜県各務原市          |
| 上海事務所    | : | 中国               |

### ② 子会社等

- 1) FUJIMI CORPORATION  
所在地 : 米国
- 2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.  
所在地 : マレーシア
- 3) FUJIMI EUROPE GmbH  
所在地 : ドイツ
- 4) FUJIMI TAIWAN LIMITED  
所在地 : 台湾
- 5) FUJIMI KOREA LIMITED  
所在地 : 韓国
- 6) FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.  
所在地 : 中国

## (9) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------|-------------|
| 日本       | 505名 | 3名増         |
| 北米       | 107名 | 9名増         |
| アジア      | 133名 | 18名増        |
| 欧州       | 4名   | 1名減         |
| 全社（共通）   | 49名  | 6名減         |
| 合計       | 798名 | 23名増        |

(注) 1. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数には、嘱託、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 当事業年度末使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 554名       | 3名減       | 39.8歳 | 12.3年  |

(注) 使用人数には、嘱託、当社から社外への出向者、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 120,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 29,699,500株  |
| (3) 株主数        | 6,443名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                      | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|---------|---------|
| 越 山 勇                                      | 2,902千株 | 11.4%   |
| 有 限 会 社 コ マ                                | 1,638   | 6.4     |
| 野 田 純 孝                                    | 1,520   | 6.0     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                | 979     | 3.8     |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 854     | 3.3     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)              | 796     | 3.1     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                  | 728     | 2.8     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                          | 691     | 2.7     |
| フ ジ ミ 取 引 先 持 株 会                          | 644     | 2.5     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                        | 639     | 2.5     |

（注）持株比率は、自己株式(4,360,735株)を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成26年11月4日開催の取締役会の決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得いたしました。また、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却いたしました。

##### ① 自己株式の取得

|           |            |
|-----------|------------|
| 取得した株式の総数 | 600千株      |
| 取得金額      | 901百万円     |
| 取得日       | 平成26年11月5日 |

##### ② 自己株式の消却

|           |             |
|-----------|-------------|
| 消却した株式の総数 | 1,000千株     |
| 消却金額      | 1,233百万円    |
| 消却日       | 平成26年11月18日 |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

なお、平成19年6月22日定時株主総会決議により発行された新株予約権につきましては、平成26年6月30日をもって行使期間満了となり、権利が失効しております。

# 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                             |
|---------------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 関 敬 史   | CMP事業本部長兼<br>FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 |
| 常 務 取 締 役     | 伊 藤 広 一 | 品質保証本部長                                                             |
| 取 締 役         | 鈴 木 彰   | 管理本部長                                                               |
| 取 締 役         | 大 脇 寿 樹 | 機能材事業本部長                                                            |
| 取 締 役         | 鈴 木 勝 弘 | シリコン事業本部長                                                           |
| 常 勤 監 査 役     | 松 島 伸 男 |                                                                     |
| 常 勤 監 査 役     | 藤 川 佳 明 |                                                                     |
| 監 査 役         | 高 橋 正 彦 | 高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士                                                 |
| 監 査 役         | 川 下 政 美 |                                                                     |

- (注) 1. 監査役高橋正彦氏及び川下政美氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、それぞれ両取引所に届け出ております。
2. 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成26年6月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役石井和廣氏は辞任により退任いたしました。
4. 平成27年2月2日及び平成27年3月30日の取締役会決議により、平成27年4月1日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況の一部を次のとおり変更いたしました。

| 氏 名     | 変 更 前                                                                       | 変 更 後                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 関 敬 史   | C M P 事 業 本 部 長 兼<br>FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 | FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役                                            |
| 鈴 木 勝 弘 | シ リ コ ン 事 業 本 部 長                                                           | シ リ コ ン 事 業 本 部 長 兼<br>C M P 事 業 本 部 長 兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 163百万円  
監査役 5名 36百万円 (うち社外監査役 2名 6百万円)

(注) 上記のほか、次のとおりの支給があります。

取締役 使用人兼務の場合の使用人分給与 55百万円

- ① 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において、取締役報酬を「年額480百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬を「年額60百万円以内」と決議いただいております。
- ② 報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与85百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                          |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 高 橋 正 彦 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地に基づいた発言を行っております。       |
| 監 査 役 | 川 下 政 美 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。 |

- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外監査役高橋正彦氏及び川下政美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。  
ア. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。  
イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由  
当社は、従前より社外取締役の選任について検討中であったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。  
しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の選任に努めた結果、平成27年6月24日開催予定の第63期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

| 区 分                                        | 支 払 額 |
|--------------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                       | 30百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、海外子会社設立に伴う助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月17日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針は次のとおりであります。

### 1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- （2）当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- （3）内部監査室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
- （4）内部監査室は法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- （5）当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- （1）当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
- （2）総務部は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
- （3）内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- （1）定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- （2）より機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- （3）取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業・部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- （1）当社は、グループ各社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
- （2）当社は、グループ各社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
- （3）当社は、グループ各社に経営上の重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
- （4）内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。
- （5）内部監査室は、グループ各社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施

- 策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (6) 内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告する。

**6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項**

- (1) 監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役の職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

**7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
- ①当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
  - ②重大な法令及び定款違反
  - ③内部監査の実施状況
  - ④倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
  - ⑤その他重要な業務執行の状況
- (2) 当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

**8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、以下のことを行う。
- ①取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
  - ②稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
  - ③取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
  - ④代表取締役と定期的に意見交換を行う。
  - ⑤会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役の職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

**9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ①組織として対応
- ②外部専門組織との連携
- ③取引を含めた一切の関係遮断
- ④有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤裏取引や資金の提供の禁止

## 7. 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は、2. 「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分に理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。



当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

### ① 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

最近では、LED、ディスプレイ、パワーエレクトロニクス用部品等の硬脆材の表面加工分野やその他様々な表面加工のニーズに独自のソリューションで応える取組みを積極的に進めております。また、溶射技術や装置に最適な溶射材の開発・商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダー&サーフェイス分野」を事業領域として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、お客様の満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社が特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度のさらなる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

## ② 企業価値向上のための取組み(中期経営計画)

当社は、バランス・スコアカード（ＢＳＣ）の考え方を基に、平成21年6月に平成30年3月（2018年）期を最終年度とする9年間の中長期経営計画を策定いたしております。

この中長期経営計画は3年を区切りとする3次の中期計画を基にしています。

第一段階は自己診断と成長のための基礎体力づくり、成長のための種まきにあて、第二段階はまいた種をきちんと育てる時期、そして第三段階は事業が花開き、実を収穫する時期、と位置づけ、単に計画期間における売上や利益率の向上を目指すだけでなく、当社のあるべき姿、進むべき道をより明確にするため、企業理念・ビジョンの見直しを図り、実践してまいりました。

第二段階では、お客様のニーズを把握し、それを具現化し、より高い満足を提供する為、「お客様目線の実践」を経営方針に掲げ、展開してまいりました。その結果、お客様満足度と製品品質面において評価をいただいております。

当社はこれまで半導体市場を主たる事業領域としてまいりましたが、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。当社が主に事業展開している半導体市場は、平成20年のリーマンショックを発端とする世界同時不況により、携帯電話やデジタル家電など様々な商品の販売が失速し影響を受けました。その後、パソコンの出荷台数は減少したものの、スマートフォンや車載関連需要の拡大等により半導体市場規模は回復し、再び成長の兆しを見せております。その結果、当社が主力事業として研磨材を提供している半導体基板であるシリコンウェハーについても需給の引き締まりから、単価も下げ止まり傾向にあります。しかしながら、当社が提供する研磨材については引き続き使用量の削減、値下げへの要求がございます。

こうした事業環境下で安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、当社は特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考えております。

そこで、当社は、企業ビジョンとして、「既存事業の強化を図りつつ新規分野に積極果敢にチャレンジし、半導体関連分野（シリコン・CMP）と非半導体関連分野の安定した事業バランスの構築を目指します」を掲げ、従来から推進しているシリコン・CMP・ディスク・機能材・溶射材に平成26年4月より「新規事業本部」を加えた6事業部体制とし、非半導体分野の新規事業の探索と育成のための推進体制を強化いたしました。これらを通じて安定した事業構造の実現に向け、将来的には事業構造比率として半導体関連比率50%、非半導体関連比率50%を目指しております。

また、全社レベルの目標を事業ごとに戦略目標、施策として具現化し、その成果については評価指標（KPI）によって定期的に進捗管理するなど、明確な責任体制のもと事業戦略を組織横断的に展開しております。

具体的な各事業毎の施策は以下のとおりです。

### [シリコン事業]

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面研磨する研磨材事業です。お客様と価値観を共有し、当社だからこそ提供できる切斷からファイナル研磨までのウェハー加工プロ

セス全体にわたる総合サービスの提供を通し、お客様の「最も信頼できるパートナー」を目指してまいります。また、従来のシリコンウェハーに加え、パワーデバイス基板向け製品開発の推進と、半導体周辺用途へのトータルソリューション提案を強化してまいります。

#### [CMP事業]

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材事業です。半導体デバイスの高密度化・高集積化に伴い、CMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様が拠点を置く日本・アメリカ・台湾に開発・製造拠点を設けており、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を迅速に開発することのみならず、安定で高品質な製品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

#### [ディスク事業]

パソコンやHDD搭載型TV、DVD・BDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用の研磨材事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、お客様への技術サポートを強化することで信頼関係を構築し、次世代ディスク基板への要求を共有することにより、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

#### [機能材事業]

電子部品、自動車、レンズ等の業界における精密砥石、研磨布紙及び一般ラッピング・ポリシング関係を中心とした研磨材、機能性材の事業です。各種用途における開発力を強化し、お客様の潜在的なニーズをも引き出し、的確な提案をすることにより、お客様の信頼を高めていくよう努めてまいります。また、研磨材の新たな用途もお客様との関係を強化していく中で探索してまいります。

#### [溶射材事業]

鉄鋼、航空機及び半導体等様々な業界における長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックスなどの粉末溶射材を提供している事業です。開発力を強化し、新規高機能製品の早期市場投入やお客様へのタイムリーなソリューションの提案により、売上の拡大とともに、収率改善や生産技術力の向上により収益改善とさらなる品質の安定化を図ってまいります。

#### [新規事業]

シリコン、CMP、ディスクなど既存事業以外の新規用途で用いられる研磨材等を提供している事業です。基幹事業である半導体の後続く、LED、ディスプレイ、携帯端末等の様々な事

業機会に対応しております。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面加工ニーズに、トータルソリューションでお応えしてまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

#### ①当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新することを決定いたしました。また、当該更新については、平成26年6月24日開催の定時株主総会で承認を得ております。（以下「本対応方針」といいます。）

#### ②当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、もしくは、（イ）当社が発行する株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としています。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めています。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取

締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

#### 4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的且つ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、（ア）株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合があるなど、株主意思を重視するものであること、（イ）経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえていること、（ウ）合理的且つ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、（エ）当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、（オ）本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、（カ）当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては当社ウェブサイト（<http://www.fujimiinc.co.jp/>）の第62期定時株主総会招集ご通知をご参照ください。



# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )       |        | ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産           | 36,134 | 流 動 負 債           | 6,750  |
| 現 金 及 び 預 金       | 18,390 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 3,319  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 6,487  | 未 払 法 人 税 等       | 763    |
| 有 価 証 券           | 4,805  | 賞 与 引 当 金         | 947    |
| 商 品 及 び 製 品       | 3,121  | そ の 他             | 1,719  |
| 仕 掛 品             | 890    | 固 定 負 債           | 345    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,594  | 繰 延 税 金 負 債       | 13     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 690    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 311    |
| そ の 他             | 182    | そ の 他             | 20     |
| 貸 倒 引 当 金         | △28    |                   |        |
| 固 定 資 産           | 15,656 | 負 債 合 計           | 7,096  |
| 有 形 固 定 資 産       | 14,146 | ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 7,913  | 株 主 資 本           | 43,248 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,384  | 資 本 金             | 4,753  |
| 土 地               | 3,425  | 資 本 剰 余 金         | 5,038  |
| 建 設 仮 勘 定         | 120    | 利 益 剰 余 金         | 38,836 |
| そ の 他             | 1,302  | 自 己 株 式           | △5,379 |
| 無 形 固 定 資 産       | 710    | その他の包括利益累計額       | 1,446  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 299    | その他有価証券評価差額金      | 133    |
| そ の 他             | 411    | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | 1,388  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 799    | 退職給付に係る調整累計額      | △76    |
| 投 資 有 価 証 券       | 247    | 純 資 産 合 計         | 44,694 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 154    |                   |        |
| そ の 他             | 522    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 51,790 |
| 貸 倒 引 当 金         | △124   |                   |        |
| 資 産 合 計           | 51,790 |                   |        |

連結損益計算書

( 自 平成26年 4 月 1 日 )  
( 至 平成27年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 32,815 |
| 売上原価           |       | 19,887 |
| 売上総利益          |       | 12,927 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 8,799  |
| 営業利益           |       | 4,128  |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 46    |        |
| 為替差益           | 349   |        |
| その他の           | 110   | 506    |
| 営業外費用          |       |        |
| 減価償却費          | 8     |        |
| 固定資産除売却損       | 30    |        |
| その他の           | 0     | 39     |
| 経常利益           |       | 4,596  |
| 特別利益           |       |        |
| 新株予約権戻入益       | 48    | 48     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 4,645  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,287 |        |
| 法人税等調整額        | △338  | 949    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 3,695  |
| 当期純利益          |       | 3,695  |

連結株主資本等変動計算書

( 自 平成26年4月1日 )  
( 至 平成27年3月31日 )

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|------------------------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                                          | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                                | 4,753   | 5,069  | 37,052 | △5,711  | 41,163 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額       |         |        | 69     |         | 69     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高     | 4,753   | 5,069  | 37,121 | △5,711  | 41,232 |
| 当 期 変 動 額                                |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |        | △778   |         | △778   |
| 当 期 純 利 益                                |         |        | 3,695  |         | 3,695  |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |        |        | △901    | △901   |
| 自 己 株 式 の 消 却                            |         | △1,233 |        | 1,233   | —      |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替       |         | 1,202  | △1,202 |         | —      |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |        |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | —       | △31    | 1,715  | 331     | 2,015  |
| 当 期 末 残 高                                | 4,753   | 5,038  | 38,836 | △5,379  | 43,248 |



|                                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                 |                  |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|------------------------------------------|-----------------------|-----------------|------------------|-------------------|-------|--------|
|                                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替<br>調整勘<br>算定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                                | 48                    | 340             | △93              | 295               | 48    | 41,507 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額       |                       |                 |                  |                   |       | 69     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高     | 48                    | 340             | △93              | 295               | 48    | 41,576 |
| 当 期 変 動 額                                |                       |                 |                  |                   |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                       |                 |                  |                   |       | △778   |
| 当 期 純 利 益                                |                       |                 |                  |                   |       | 3,695  |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                       |                 |                  |                   |       | △901   |
| 自 己 株 式 の 消 却                            |                       |                 |                  |                   |       | －      |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替       |                       |                 |                  |                   |       | －      |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 85                    | 1,048           | 17               | 1,151             | △48   | 1,102  |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | 85                    | 1,048           | 17               | 1,151             | △48   | 3,117  |
| 当 期 末 残 高                                | 133                   | 1,388           | △76              | 1,446             | －     | 44,694 |

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 6 社                                                                                                                                                                    |
| 連結子会社の名称 | FUJIMI CORPORATION<br>FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.<br>FUJIMI EUROPE GmbH<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED<br>FUJIMI KOREA LIMITED<br>FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD. |

当連結会計年度において、FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちFUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により処理しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 7年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～9年  |

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………当社グループは、従業員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付見込額の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、連結子会社の資産及び負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(9) 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用しております。

退職給付会計基準等の適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が107百万円減少し、利益剰余金が69百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,896百万円 |
|----------------|-----------|

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|       | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 |              |              |              |             |
| 普通株式  | 30,699,500   | —            | 1,000,000    | 29,699,500  |
| 自己株式  |              |              |              |             |
| 普通株式  | 4,760,651    | 600,084      | 1,000,000    | 4,360,735   |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加600,084株は、取締役会決議による自己株式の取得600,000株、単元未満株式の買取による増加84株であります。

2. 普通株式の発行済株式数及び自己株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 389百万円 | 15円      | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 |
| 平成26年11月4日<br>取締役会   | 普通株式  | 389百万円 | 15円      | 平成26年9月30日 | 平成26年12月4日 |
| 計                    | —     | 778百万円 | —        | —          | —          |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 633百万円

② 1株当たり配当額 25円

③ 基準日 平成27年3月31日

④ 効力発生日 平成27年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

（単位：株）

| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------------------|--------------|-------------|
| 普通株              | 123,500      | —           |

（注）新株予約権の減少123,500株は、新株予約権の失効による減少であります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については当社グループの資金運用標準に定める限度額内で安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入によっております。また、デリバティブは、外貨建営業債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に「その他有価証券」に分類される金銭信託や上場企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-------------------|------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金        | 18,390     | 18,390  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 *1  | 6,459      | 6,459   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  | 5,049      | 5,049   | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金 *2  | (3,319)    | (3,319) | —  |
| (5) 未払法人税等 *2     | (763)      | (763)   | —  |
| (6) デリバティブ取引 *2*3 | (45)       | (45)    | —  |

- (※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券に計上している公社債投資信託等は時価と帳簿価額が近似しており、短期間で決済されることから当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。主に、外貨建営業債務の為替相場の変動によるリスクを回避するため、為替予約取引を行っております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

|              | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------|------------|
| 有価証券及び投資有価証券 | 3          |

( 1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,763円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 143円79銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )     |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産         | 29,527 | 流 動 負 債                 | 5,975  |
| 現 金 及 び 預 金     | 13,956 | 支 払 手 形                 | 680    |
| 受 取 手 形         | 489    | 買 掛 金                   | 2,057  |
| 売 掛 金           | 5,642  | 未 払 金                   | 1,143  |
| 有 価 証 券         | 4,805  | 未 払 費 用                 | 208    |
| 商 品 及 び 製 品     | 1,518  | 未 払 法 人 税 等             | 637    |
| 仕 掛 品           | 843    | 賞 与 引 当 金               | 835    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 923    | そ の 他                   | 412    |
| 前 払 費 用         | 37     | 固 定 負 債                 | 219    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 415    | 退 職 給 付 引 当 金           | 198    |
| そ の 他           | 922    | そ の 他                   | 20     |
| 貸 倒 引 当 金       | △27    |                         |        |
| 固 定 資 産         | 16,386 | 負 債 合 計                 | 6,194  |
| 有 形 固 定 資 産     | 9,729  | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| 建 物             | 4,391  | 株 主 資 本                 | 39,585 |
| 構 築 物           | 206    | 資 本 金                   | 4,753  |
| 機 械 装 置         | 898    | 資 本 剰 余 金               | 5,038  |
| 工 具 器 具 備 品     | 850    | 資 本 準 備 金               | 5,038  |
| 土 地             | 3,322  | 利 益 剰 余 金               | 35,173 |
| 建 設 仮 勘 定       | 49     | 利 益 準 備 金               | 362    |
| そ の 他           | 11     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 34,811 |
| 無 形 固 定 資 産     | 693    | 別 途 積 立 金               | 31,500 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 284    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,311  |
| そ の 他           | 409    | 自 己 株 式                 | △5,379 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,963  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 133    |
| 投 資 有 価 証 券     | 247    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 133    |
| 関 係 会 社 株 式     | 5,224  | 純 資 産 合 計               | 39,719 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 415    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 45,913 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 108    |                         |        |
| そ の 他           | 92     |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金       | △124   |                         |        |
| 資 産 合 計         | 45,913 |                         |        |



損 益 計 算 書

( 自 平成26年 4 月 1 日 )  
( 至 平成27年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 24,008 |
| 売 上 原 価                 |       | 15,208 |
| 売 上 総 利 益               |       | 8,800  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 7,195  |
| 営 業 利 益                 |       | 1,605  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 29    |        |
| 受 取 配 当 金               | 1,231 |        |
| 為 替 差 益                 | 73    |        |
| そ の 他                   | 97    | 1,431  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 減 価 償 却 費               | 8     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 29    |        |
| そ の 他                   | 0     | 38     |
| 経 常 利 益                 |       | 2,998  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 48    | 48     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 3,047  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 702   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △275  | 427    |
| 当 期 純 利 益               |       | 2,620  |

株主資本等変動計算書

( 自 平成26年 4 月 1 日 )  
( 至 平成27年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

|                                    | 株 主 資 本 |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
|------------------------------------|---------|-----------|----------|----------|-----------|----------|---------|----------|--------|-------------|
|                                    | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |          | 利 益 剰 余 金 |          |         |          | 自己株式   | 株 主 資 本 合 計 |
|                                    |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合 計 |        |             |
|                                    |         |           |          |          |           | 別 途 積立金  | 繰越利益剰余金 |          |        |             |
| 当 期 首 残 高                          | 4,753   | 5,038     | 31       | 5,069    | 362       | 30,000   | 4,102   | 34,464   | △5,711 | 38,576      |
| 会計方針の変更による累積的影響額                   |         |           |          |          |           |          | 69      | 69       |        | 69          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                  | 4,753   | 5,038     | 31       | 5,069    | 362       | 30,000   | 4,171   | 34,533   | △5,711 | 38,645      |
| 当 期 変 動 額                          |         |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
| 剰 余 金 の 配 当                        |         |           |          |          |           |          | △778    | △778     |        | △778        |
| 当 期 純 利 益                          |         |           |          |          |           |          | 2,620   | 2,620    |        | 2,620       |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                    |         |           |          |          |           | 1,500    | △1,500  | －        |        | －           |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |         |           |          |          |           |          |         | －        | △901   | △901        |
| 自 己 株 式 の 消 却                      |         |           | △1,233   | △1,233   |           |          |         | －        | 1,233  | －           |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |         |           | 1,202    | 1,202    |           |          | △1,202  | △1,202   |        | －           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）                |         |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | －       | －         | △31      | △31      | －         | 1,500    | △860    | 639      | 331    | 940         |
| 当 期 末 残 高                          | 4,753   | 5,038     | －        | 5,038    | 362       | 31,500   | 3,311   | 35,173   | △5,379 | 39,585      |

|                                    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |            | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------|----------------------------|------------|-----------|-----------|
|                                    | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                          | 48                         | 48         | 48        | 38,673    |
| 会計方針の変更による累積的影響額                   |                            |            |           | 69        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                  | 48                         | 48         | 48        | 38,742    |
| 当 期 変 動 額                          |                            |            |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                        |                            |            |           | △778      |
| 当 期 純 利 益                          |                            |            |           | 2,620     |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                    |                            |            |           | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |                            |            |           | △901      |
| 自 己 株 式 の 消 却                      |                            |            |           | —         |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |                            |            |           | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）                | 85                         | 85         | △48       | 36        |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | 85                         | 85         | △48       | 976       |
| 当 期 末 残 高                          | 133                        | 133        | —         | 39,719    |

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                                      |
| その他有価証券 |                                                                  |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                                      |

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 商品・製品・仕掛品・原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。    |
| 貯蔵品           | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

### 3. 固定資産の減価償却の方法

|                  |                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 7年～50年<br>機械装置 5年～9年 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。                                                  |
| リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                              |

### 4. 引当金の計上基準

|       |                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。                                           |

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

７．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

８．会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用しております。

退職給付会計基準等の適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が107百万円減少し、繰越利益剰余金が69百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## （表示方法の変更に関する注記）

### 貸借対照表・損益計算書

従来、技術供与先である連結子会社等から受け取るロイヤリティー収入は、損益計算書における営業外収益の「受取ロイヤリティー」に計上しておりましたが、当事業年度から「売上高」の「ロイヤリティー収入」に表示する方法に変更しております。

この変更は、近年の海外連結子会社での生産・販売活動の拡大に伴い、当社の技術支援等の対価である当該収入の増加が見込まれること並びに開発業務のグローバル化に伴うオペレーションの最適化を図るため当期より開発成果を当社が統合管理する仕組みに変更したことを契機に、営業損益管理方法を当該収入を含めた方法に変更することにより、当社の営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。

この結果、「受取ロイヤリティー」（前事業年度250百万円）は、従来、損益計算書における営業外収益に計上しておりましたが、当事業年度より「売上高」（当事業年度444百万円）に含めて表示しております。また、貸借対照表における流動資産の「その他」に含めて表示していた当該取引に係る「未収入金」（前事業年度139百万円）は、当事業年度より「売掛金」（当事業年度253百万円）に含めて表示しております。

## （貸借対照表に関する注記）

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額       | 30,960百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権         |           |
| 短期金銭債権                  | 2,840百万円  |
| 3. 関係会社に対する金銭債務         |           |
| 短期金銭債務                  | 446百万円    |
| 4. 取締役に対する短期金銭債務        | 85百万円     |
| 5. 退職給付債務に関する事項         |           |
| (1) 退職給付債務              | △1,552百万円 |
| (2) 年金資産                | 1,240百万円  |
| (3) 未積立退職給付債務(1) + (2)  | △311百万円   |
| (4) 未認識数理計算上の差異         | 112百万円    |
| (5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) | △198百万円   |
| (6) 前払年金費用              | －百万円      |
| (7) 退職給付引当金(5) - (6)    | △198百万円   |

## （損益計算書に関する注記）

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 売    上    高     | 6,026百万円 |
| 仕    入    高     | 345百万円   |
| 販売費及び一般管理費      | 891百万円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 985百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 自己株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式    | 4,760,651  | 600,084    | 1,000,000  | 4,360,735 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加600,084株は、取締役会決議による自己株式の取得600,000株、単元未満株式の買取による増加84株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産       |         |
| たな卸資産評価減     | 95百万円   |
| 賞与引当金        | 275百万円  |
| 退職給付引当金      | 63百万円   |
| 投資有価証券評価損    | 7百万円    |
| 会員権評価損       | 4百万円    |
| 減損損失         | 210百万円  |
| 未払事業税        | 58百万円   |
| 貸倒引当金        | 48百万円   |
| その他          | 159百万円  |
| 合計           | 925百万円  |
| 評価性引当額       | △346百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 578百万円  |
| 繰延税金負債       |         |
| その他有価証券評価差額金 | △53百万円  |
| その他          | △0百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △53百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 524百万円  |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
3. 子会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                             | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関 係            | 取 引 の 内 容                  | 取引金額<br>(百万円) | 科 目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------|-------------------|---------------------------|----------------------------|---------------|----------------|---------------|
| 子会社 | FUJIMI CORPORATION                      | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>役員の兼任          | 当 社 製 品 の 販 売              | 1,218         | 売 掛 金          | 381           |
|     | FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY<br>SDN. BHD. | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>役員の兼任          | 当 社 製 品 の 販 売              | 2,080         | 売 掛 金          | 664           |
|     | FUJIMI TAIWAN<br>LIMITED                | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 当 社 製 品 の 販 売<br>資 金 の 貸 付 | 2,030<br>758  | 売 掛 金<br>貸 付 金 | 700<br>768    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

FUJIMI TAIWAN LIMITEDに対する資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,567円53銭
2. 1株当たり当期純利益 101円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社フジインコーポレーテッド

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社フジインコーポレーテッド

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月21日

株式会社フジインコーポレーテッド 監査役会

常勤監査役 松 島 伸 男 ㊟

常勤監査役 藤 川 佳 明 ㊟

社外監査役 高 橋 正 彦 ㊟

社外監査役 川 下 政 美 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、当社グループの業績、財務状況、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保及び安定配当の維持継続等を総合的に勘案し実行することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当25円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は633,469,125円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金15円を含め、1株につき40円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

|         |                |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 1,500,000,000円 |
|---------|----------------|

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

|       |                |
|-------|----------------|
| 別途積立金 | 1,500,000,000円 |
|-------|----------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

社外取締役として、適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮出来るようにすべく、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することが出来るよう、第29条(社外取締役との責任限定契約)を新設いたしたく存じます。

また、社外監査役以外の監査役についても同じく適切な人材を確保し、その役割を発揮するため責任限定契約を締結することが出来るよう、第37条(社外監査役との責任限定契約)の規定を変更するものであります。

なお、第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役および取締役会<br><br>(新 設)<br><br>第29条～第36条 (条文省略)                                                                                                                                 | 第4章 取締役および取締役会<br><br>(社外取締役との責任限定契約)<br>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u><br><br>第30条～第37条 (現行どおり) |
| 第5章 監査役および監査役会<br><br>(社外監査役との責任限定契約)<br>第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u><br><br>第38条～第42条 (条文省略) | 第5章 監査役および監査役会<br><br>(監査役との責任限定契約)<br>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u><br><br>第39条～第43条 (現行どおり)     |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | 関 敬 史<br>(昭和39年4月6日生)     | 平成元年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行<br>平成9年10月 当社入社<br>平成12年2月 旧FUJIMI CORPORATION社長<br>平成15年6月 当社取締役新規事業本部長<br>平成17年4月 同 取締役CMP事業本部長<br>平成20年4月 同 代表取締役社長<br>平成25年1月 同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役<br>平成25年8月 同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長<br>平成26年4月 同 代表取締役社長兼CMP事業本部長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長<br>平成27年4月 同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役<br>現在に至る | 440,824株   |
| 2          | 伊 藤 広 一<br>(昭和30年12月30日生) | 昭和52年3月 当社入社<br>平成20年4月 同 生産本部長<br>平成22年6月 同 取締役生産本部長<br>平成23年4月 同 取締役品質保証本部長<br>平成24年4月 同 常務取締役品質保証本部長<br>平成25年4月 同 常務取締役生産本部長兼品質保証本部長<br>平成26年4月 同 常務取締役品質保証本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                            | 1,312株     |
| 3          | 鈴木 彰<br>(昭和29年7月11日生)     | 昭和54年4月 グリチン㈱株式会社(現 株式会社グリチン)入社<br>平成21年8月 当社入社<br>平成22年4月 同 財務管理本部長<br>平成23年4月 同 財務本部長<br>平成23年6月 同 取締役財務本部長<br>平成26年4月 同 取締役管理本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3,375株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の株式数 |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | 大 脇 寿 樹<br>(昭和35年12月27日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成11年4月 旧FUJIMI AMERICA INC. 出向<br>平成23年4月 当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY SDN. BHD. マネージングディレクター（社長）<br>平成24年6月 同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY SDN. BHD. マネージングディレクター（社長）<br>平成26年4月 同 取締役機能材事業本部長<br>現在に至る | 13,187株        |
| 5          | 鈴 木 勝 弘<br>(昭和37年3月9日生)   | 昭和59年4月 当社入社<br>平成4年7月 旧FUJIMI AMERICA INC. 出向<br>平成23年4月 当社シリコン事業本部長<br>平成24年6月 同 取締役シリコン事業本部長<br>平成27年4月 同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長<br>兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長<br>現在に至る                                                                      | 14,787株        |
| ※<br>6     | 川 下 政 美<br>(昭和24年9月3日生)   | 昭和48年4月 日本特殊陶業株式会社入社<br>平成16年7月 同 自動車関連事業本部営業本部中国部長<br>平成17年6月 同 取締役<br>平成20年6月 同 常務取締役<br>平成21年2月 同 専務取締役<br>平成21年6月 同 代表取締役副社長<br>平成23年6月 同 最高顧問<br>平成24年6月 同 顧問<br>平成24年6月 当社 社外監査役<br>現在に至る                                                | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 川下政美氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の監査役であります。本定時株主総会締結の時をもって監査役を辞任により退任する予定であり監査役としての就任期間は3年であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出を予定しております。



4. 川下政美氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として培われた専門的な知識・経験等を、当社経営に生かすことができるものと判断しているためであります。
5. 第2号議案定款一部変更の件の可決を条件として、川下政美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。
- その契約の内容の概要は次の通りであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 候補者の所有する当社の株式数にはフジミインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松島伸男氏、高橋正彦氏は任期満了となり、監査役川下政美氏は辞任により退任いたしますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、岡野勝氏は川下政美氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は、当社定款第31条の規定により、退任する監査役の任期の満了する時（平成28年6月開催予定の定時株主総会終結時）までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式数 |
|------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | 松 島 伸 男<br>(昭和28年7月9日生)   | 昭和59年4月 当社入社<br>平成13年6月 同 取締役経営企画室長<br>平成15年4月 同 取締役営業本部長<br>平成23年4月 同 取締役社長補佐<br>平成23年6月 同 常勤監査役<br>現在に至る                                                                                      | 7,000株         |
| 2          | 高 橋 正 彦<br>(昭和19年12月23日生) | 昭和45年10月 監査法人丸の内会計事務所入所<br>昭和49年10月 公認会計士登録<br>昭和54年10月 監査法人八木・浅野事務所入所<br>(現 新日本有限責任監査法人)<br>昭和54年11月 税理士登録<br>公認会計士・税理士高橋正彦事務所開設 同 事務所所長<br>平成22年6月 新日本有限責任監査法人退所<br>平成23年6月 当社 社外監査役<br>現在に至る | 一株             |
| ※<br>3     | 岡 野 勝<br>(昭和27年2月28日生)    | 昭和49年4月 三菱電機株式会社入社<br>平成14年10月 同 社会e-ソリューション事業所 社会システム部長<br>平成16年4月 同 社会e-ソリューション事業所 副所長<br>平成17年4月 同 神戸製作所 副所長<br>平成18年4月 名菱電子株式会社入社<br>平成18年6月 同 代表取締役社長<br>現在に至る                             | 一株             |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 高橋正彦氏、岡野勝氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は社外監査役候補者のうち、高橋正彦氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

また、岡野勝氏も株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出を予定しております。

4. 高橋正彦氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しているためであります。

なお、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結をもって4年となります。

5. 岡野勝氏を、社外監査役候補者とした理由は、経営者として培われた専門的な知識・経験等を、当社経営に生かすことができるものと判断しているためであります。

6. 岡野勝氏は、名菱電子株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、平成27年6月15日の同社定時株主総会終結の時をもって代表取締役社長を退任予定であります。

7. 当社は高橋正彦氏との間で責任限定契約を締結しております。高橋正彦氏の再選が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。

また、岡野勝氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。

その契約の内容の概要は次の通りであります。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠監査役候補者林伸文氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 林 伸 文<br>(昭和30年4月12日生) | 昭和53年3月 昭和監査法人大阪事務所入所<br>(現 新日本有限責任監査法人)<br>昭和56年9月 監査法人丸の内会計事務所入所<br>(現 有限責任監査法人トーマツ)<br>昭和57年3月 公認会計士登録<br>平成7年8月 監査法人トーマツ 社員就任<br>(現 有限責任監査法人トーマツ)<br>平成26年9月 有限責任監査法人トーマツ退所<br>平成26年10月 公認会計士林伸文事務所開設<br>現在に至る | 一株         |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、林伸文氏が監査役に就任した場合には当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出を予定しております。
3. 林伸文氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で責任限定契約の締結をする予定であります。その契約の内容の概要は次の通りであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

## <議決権行使のお手続きについて>

当社では、書面またはインターネットにより議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

### 1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

### 2. インターネットによる議決権行使

#### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120－173－027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(5) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

—メモ—

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1

にしび創造センター ドレミホール（3階）

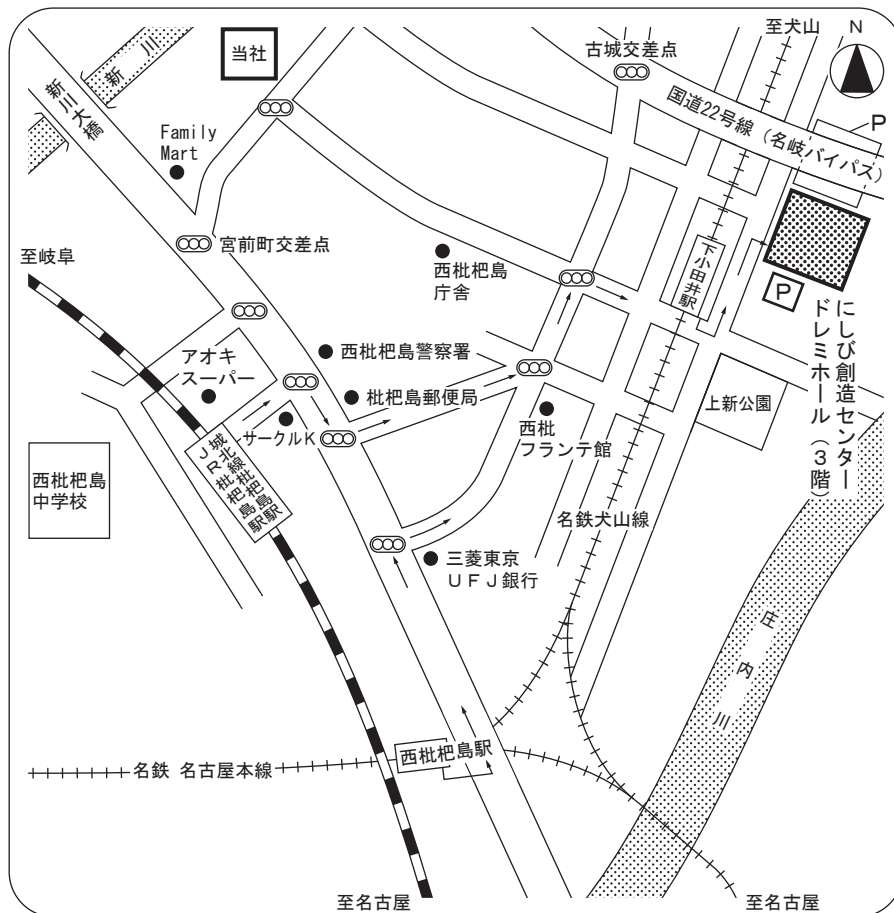
電話番号 (052)-504-6361 (代表)

最寄りの駅 ●名古屋鉄道 ----->下小田井駅（犬山線） 徒歩3分

西枇杷島駅（名古屋本線） 徒歩15分

● J R -----> 枇杷島駅 (東海道本線) 徒歩15分

●東海交通事業-----> 〃 (城北線) 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。